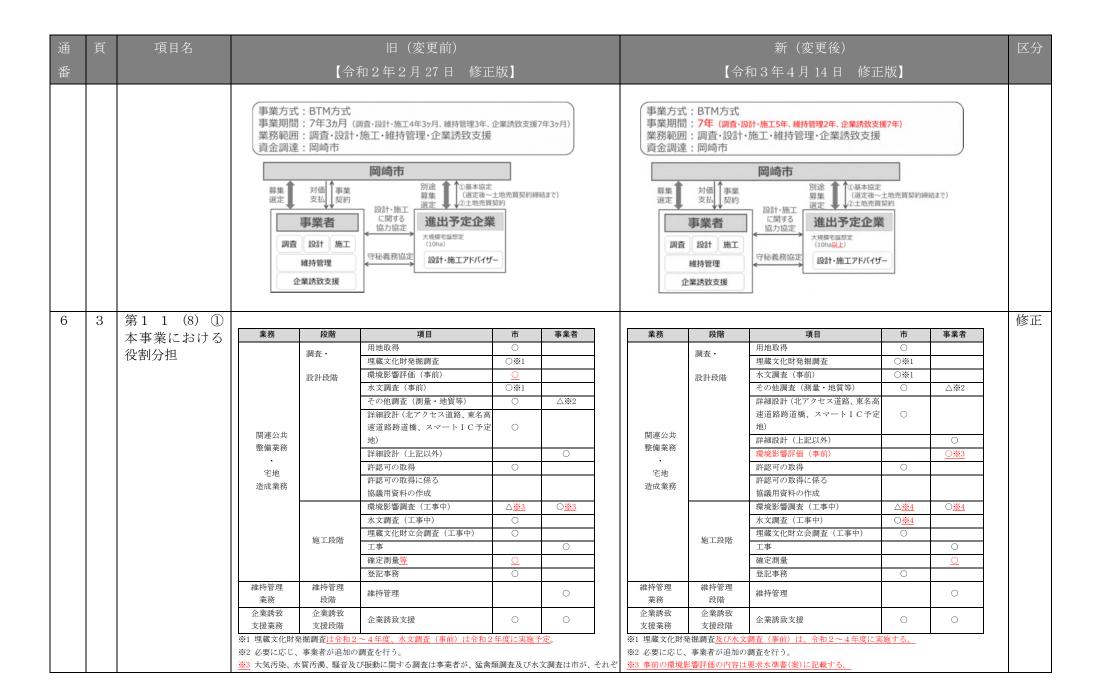
岡崎市阿知和地区工業団地造成事業 実施方針 新旧対照表(令和3年4月14日現在)

| \ | | | | | |
|---|---|-----------------------|---|---|----|
| 通 | 頁 | 項目名 | 旧(変更前) | 新(変更後) | 区分 |
| 番 | | | 【令和2年2月27日 修正版】 | 【令和3年4月14日 修正版】 | |
| 1 | 1 | はじめに | この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び | この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び | 修正 |
| | | | 当該特定事業を実施する民間事業者(以下「事業者」とい | 当該特定事業を実施する民間事業者(以下「事業者」とい | |
| | | | う。) の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による | う。) の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による | |
| | | | 公共施設等の整備等に関する基本方針」(平成 30 年 10 月 | 公共施設等の整備等に関する基本方針」(平成 30 年 10 月 | |
| | | | 23 日閣議決定)、「PFI事業実施プロセスに関するガイド | 23 日閣議決定)、「PFI事業実施プロセスに関するガイド | |
| | | | ライン」(平成 27 年 12 月 18 日)等に則り、本事業の実施 | ライン」(<u>平成 30 年 10 月 23 日</u>)等に則り、本事業の実施 | |
| | | | に関する方針として定めたものである。 | に関する方針として定めたものである。 | |
| | | | | | |
| 2 | 1 | 第1 1 (2) ① イ周辺アクセス | a 北アクセス道路 b 東名高速道路跨道橋(井ノ口橋の架け替え及び西阿知和 | a 北アクセス道路 <u>(当初契約に含むが、詳細設計の完了後</u> に契約変更を行う予定とする。) | 追加 |
| | | 道路等 | D | b 東名高速道路跨道橋(井ノ口橋の架け替え及び西阿知和 | |
| | | | IIII -> 11V TY C 1 1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 橋の撤去を行う。) | |
| | | | | | |
| 3 | 1 | 第1 1 (2) ② ア阿知和地区工 | ・開発区域内のビオトープ及びスマートICの粗造成を含む。 | ・開発区域内のビオトープ及びスマートICの粗造成等を含む | 追加 |
| | | 業団地 | <i>C</i> | ₽ C | |
| 4 | 1 | 第1 1 (3) 公 | ・岡崎市長 内田 康宏 (本施設のうち水道施設を除いた施 | ・岡崎市長 中根 康浩 (本施設のうち水道施設を除いた施 | 修正 |
| | | 共施設等の管理 者の名称 | 設) ・岡崎市水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂(本施設 | 設) ・岡崎市水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂 (本施設 | |
| | | - B 455 D 40 | ・岡岡市が旦事業及の下が旦事業も遅有 伊藤 及(本施設 のうち水道施設) | のうち水道施設) | |
| | | | , | , | |
| 5 | 2 | 第1 1 (6) 事 | | 本事業の事業方式は、事業者が、本施設の設計・施工を行っ | 修正 |
| | | 業スキーム | た後、維持管理 <mark>及び</mark> 企業誘致支援を行うBTM(Build Transfer Maintenance)方式とする。 | た後、維持管理 <u>を行うとともに、これらと併せて</u> 企業誘致支援 を行うBTM (Build Transfer Maintenance) 方式とする。 | |
| | | | 事業者は、本事業の実施にあたり、進出予定企業と設計・施 | 事業者は、本事業の実施にあたり、進出予定企業と設計・施 | |
| | | | 工に関する協力協定を締結し、進出予定企業の意見を踏まえた | 工に関する協力協定を締結し、進出予定企業の意見を踏まえた | |
| | | | 上で、市にとって最適な設計・施工を実施する。 | 上で、市にとって最適な設計・施工を実施する。 | |
| | | | | | |
| | | | | | |



| 通 | 頁 | 項目名 | 旧(変更前) | 新(変更後) | 区分 |
|---|---|---------------------------------|--|--|----|
| 番 | | | 【令和2年2月27日 修正版】 | 【令和3年4月14日 修正版】 ※4 大気汚染、水質汚濁、騒音及び振動に関する調査は事業者が、猛禽類調査及び水文調査は市が、それぞれ行う。 | |
| 7 | 4 | 第1 1 (8) ② 事業者が実施す る業務の概要 | ア 関連公共整備業務 関連公共整備業務は、1(2)①に示す関連公共施設の整備に関 しての調査、設計及び施工の各業務を行うものである。なお、 北アクセス道路、東名高速道路跨道橋については、施工業務の みを行うものである。また、調査、設計及び施工の各業務は宅 地造成業務と一体的に行う。 | ア 関連公共整備業務 関連公共整備業務は、1(2)①に示す関連公共施設の整備に関 しての調査、設計及び施工の各業務を行うものである。なお、 北アクセス道路、東名高速道路跨道橋については、施工業務の みを行うものである。また、調査、設計及び施工の各業務は宅 地造成業務と一体的に行う。 | 修正 |
| | | | イ 宅地造成業務 宅地造成業務は、1 (2)②に示す宅地造成施設の整備に関して の調査、設計及び施工の各業務を行うものである。なお、宅地 造成業務は、関係者会議における意見を反映して行う。 【調査、設計及び施工の各業務の主な内容】 ・調査業務は、本施設の設計・施工に必要な測量、地質調 査等を行う。 ・設計業務は、本施設の詳細設計、許認可の取得に係る協 議用資料の作成等を行う。 ・施工業務は、本施設の整備、完成図の作成等を行う。 | 【調査、設計及び施工の各業務の主な内容】 ・調査業務は、本施設の設計・施工に必要な測量、地質調査等を行う。 ・設計業務は、本施設の詳細設計、許認可の取得に係る協議用資料の作成等を行う。 ・施工業務は、本施設の整備、完成図の作成等を行う。 イ 宅地造成業務 宅地造成業務は、1(2)②に示す宅地造成施設の整備に関しての調査、設計及び施工の各業務を行うものである。なお、宅地造成業務は、関係者会議における意見を反映して行う。 | |
| | | | ウ 維持管理業務 維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引渡した後、 分譲中の区画(土地売買契約を締結し、市からの引渡しが未了 のものを含む。)、道路、排水路、法面、調整池等の維持管理を 3年間行うものである。 | ウ 維持管理業務 維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引渡した後、 分譲中の区画(土地売買契約を締結し、市からの引渡しが未了 のものを含む。)、道路、排水路、法面、調整池等の維持管理を 2年間行うものである。 | |
| | | | 工 企業誘致支援業務 省 略 | 工 企業誘致支援業務 省 略 | |
| | | | オ その他一般的事項 a 協議・許認可の取得 本事業に業においては以下の協議及び許認可の取得(以下「許 認可の取得等」という。)を予定する。許認可の取得等は、基本 | | |

| 通 | 頁 | 項目名 | 旧(変更前) | 新(変更後) | 区分 |
|----|---|---|---|---|----|
| 番 | | | 【令和2年2月27日 修正版】 | 【令和3年4月14日 修正版】 | |
| | | | 的に市が行い、事業者は許認可の取得等に係る協議用資料の作 成を行う。 | に市が行い、事業者は許認可の取得等に係る協議用資料の作成 及び看板、チラシ等の説明会の開催に必要な準備を行う。 | |
| | | | 省略 | 省略 | |
| | | | ・橋梁架け替え工に係る中日本高速道路株式会社等との協議 | ・橋梁架け替え工 <mark>及び造成協力地</mark> に係る中日本高速道路株式会 社等との協議 | |
| | | | 省略 | 省略 | |
| | | | b 登記事務・確定測量 <u>【別途、追加変更を予定</u> 最終的な確定測量は <u>事業者が実施することを予定するが、</u> 基準点の設置等を国費による補助を受けて行うために別途契約 をするものとする。 | b 登記事務・確定測量 最終的な確定測量は <u>事業者が実施し、本事業に係る土地の地</u> <u>目変更、分筆、合筆等の登記事務は市が実施する。また、事業</u> 者は、市の実施する分筆登記事務に必要な図面の作成を実施す | |
| | | | 本事業に係る土地の地目変更、分筆及び合筆等の登記事務は、市が行う。 | る。 なお、外周の測量は令和2年度に実施した。令和3年度には、 地籍調査に基づく地図の備え付けを予定している。 | |
| 8 | 6 | 第1 1 (9) ③ イ 維持管理業 務及び企業誘致 支援業務に係る 対価 | 維持管理業務及び企業誘致支援業務に係る費用は、本施設の 引渡し後、3年間の割賦(3回払い)にて支払う。 | 維持管理業務及び企業誘致支援業務に係る費用は、本施設の 引渡し後、 <u>2年間の均等払い(2回払い)</u> にて支払う。 | 修正 |
| 9 | 6 | 第 1 1 (10) 事業期間 | 本事業の事業期間は、市と事業者との間で締結する本事業の 実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から <u>令</u> 和10年3月末までの期間(7年3ヶ月)とする。 | 本事業の事業期間は、市と事業者との間で締結する本事業の 実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から <u>今</u> 和11年3月末までの期間(7年)とする。 ただし、維持管理にかかる調整池の土砂の流出状況等に応じ、 事業期間の延長について協議を求める場合がある。 | 修正 |
| 10 | 6 | 第 1 1 (11) 事業スケジュー ル | 令和7年3月末の施設の引渡しを前提として、以下の事業スケジュールを予定する。 | 令和9年3月末の施設の引渡しを前提として、以下の事業スケジュールを予定する。 | 修正 |

| 通 | 頁 | 項目名 | 旧 | (変更前) | | 新 | (変更後) | 区分 |
|----|----|----------------------------|---|---------------------------------|---------------------------------|---|--|----|
| 番 | | | 【令和2年2月27日 修正版】 | | | 【令和3年 | 4月14日 修正版】 | |
| 11 | 10 | 第2 2 募集及 び選定のスケジ ュール | 事業契約の仮契約締結 事業契約の本契約締結 関連公共整備及び宅地造成業務 (調査・設計・施工) 施設の引渡し 維持管理業務 企業誘致支援業務 事業終了 日本 | | 事業契 関連公 (調査 施設の 維持管 | 約の仮契約締結 約の本契約締結 共整備及び宅地造成業務 ・設計・施工) 引渡し 理業務 致支援業務 | 今和4年1月 今和4年3月 今和4年3月 今和4年4月~令和9年3月 今和9年3月末 今和9年3月末 今和9年4月~令和11年3月 今和11年3月 今和11年3月末 今和11年 | 修正 |
| | | | | | (I) (I) (I) | 令和3年12月 令和4年1月 令和4年3月 | 基本協定の締結 事業契約の仮契約締結 事業契約の本契約締結 (議会議決) | |
| 12 | 11 | 第2 3 (4) 参加 | 本事業に関する参加表明書 | 書、参加資格を満たすことを証明す | 本事 | 業に関する参加表明 | 書、参加資格を満たすことを証明す | 修正 |
| | | 表明書、参加資 | | 書の提出を求める。一次審査は、「 <mark>岡</mark> | | | 書の提出を求める。一次審査は、第 | |
| | | 格確認申請書、 | | き (第 5 版) P63」に基づき、事業担 | | | ■ 分配 | - |
| | | 一次提案書の受 | | 吉果は、遅滞なく応募者に通知する | | | 通知するとともに、市ホームページ | |
| | | 八灰木百り又 | コルル、街上で11 ノ。 街上の州 | 11小は、注冊なく心分句に世界する | 加入な | 、 左117 4 7 心労17 (5. | myh 1.9CC DIC, IIIV, A. A. | |

| 通 | 頁 | 項目名 | 旧(変更前) | 新(変更後) | 区分 |
|----|----|--|---|---|----|
| 番 | | 資格審査及び一 | 【令和2年2月27日 修正版】 とともに、市ホームページにより公表する。資格審査及び一次 審査に係る書類の提出の時期、提出の方法、審査の基準等は、 募集要項及び審査基準書等において提示する。 なお、資格審査及び一次審査を通過しなかった応募者は、そ の理由について、市に対し書面により説明を求めることができ るものとする。 | 【令和3年4月14日 修正版】 により公表する。資格審査及び一次審査に係る書類の提出の時期、提出の方法、審査の基準等は、募集要項及び審査基準書等において提示する。 なお、資格審査及び一次審査を通過しなかった応募者は、その理由について、市に対し書面により説明を求めることができるものとする。 | |
| 13 | 12 | 次 提 案 書 の 受 付・締切り(⑦)、 二次提案に関す るプレゼンテー | ◆基本コンセプト ◆事業実施の組織体制 ◆本事業全体における工期厳守・コスト縮減等の民間技術力等を活かした提案 ◆土地利用計画平面図、標準横断図、計画概要説明書 ◆イメージパース ◆提案事業費 ※提案事業費は、一次審査の概算事業費を上回ってはならないものとする。 ・調査・設計業務に係る提案 ・関係者会議における合意形成の方法 ・早期に確実に立地企業の誘致を図るうえでの設計上の工夫・許認可取得を円滑にするための資料作成方法 ・施工業務に係る提案 ・適切な施工方法・施工順序 ・安全確保、環境保全、品質確保、地元住民等の周辺地域への配慮の方法 ・地下リスク等を含む工事リスクへの対応方策 ・設計業務を含まない関連公共整備業務(施工業務のみを行う北アクセス道路及び東名高速道路跨道橋)に係るコスト縮減等の方策 ◆維持管理業務に係る提案 ・施設を適切に維持するための具体的な修繕方法・緊急時の対応方策 ◆セルフモニタリングに係る提案 ・モニタリングの考え方と具体的な実施方法及び体制 ◆設計変更に係る手順の確認 | ◆基本コンセプト ◆本事業全体における工期厳守・コスト縮減等の民間技術力等を活かした提案 ◆事業実施の組織体制 ◆地域経済への貢献 ◆調査・設計業務に係る提案 ・関係者会議における合意形成の方法 ・早期に確実に立地企業の誘致を図るうえでの設計上の工夫 ・許認可取得を円滑にするための資料作成方法 ◆施工業務に係る提案 ・適切な施工方法・施工順序 ・安全確保、品質確保、地元住民等の周辺地域への配慮の方法 ・地下リスク等を含む工事リスクへの対応方策 ・設計業務を含まない関連公共整備業務(施工業務のみを行う北アクセス道路)に係るコスト縮減等の方策 ◆環境対策に係る提案 ・サシバその他動植物等の環境への影響を考慮した設計・施工方法 ◆維持管理業務に係る提案 ・施設を適切に維持するための具体的な修繕方法 ・緊急時の対応方策 ◆セルフモニタリングに係る提案 ・モニタリングに係る提案 ・モニタリングの考え方と具体的な実施方法及び体制 ◆設計変更に係る手順の確認 ・調査、設計、施工時における土軟硬線の検測方法・決定方法 | 修正 |

| 通 | 頁 | 項目名 | 旧(変更前) | 新(変更後) | 区分 |
|----|----|--|---|---|----|
| 番 | | | 【令和2年2月27日 修正版】 | 【令和3年4月14日 修正版】 | |
| | | | ・調査、設計、施工時における土軟硬線の検測方法・決定方法 ◆要求水準チェックシート ◆業務工程表の提案(年度毎の出来高(%)を含む。) 等 | | |
| 14 | 13 | 次審査、優先交 | 次点交渉権者を決定する。二次審査は <u>、「岡崎市 PPP/PFI 手法導入手引き(第 5 版)P63」に基づき</u> 、第 2 . 5 . (1)に規定する審 | 事業に係る提案内容等を総合的に評価し、優先交渉権者及び 次点交渉権者を決定する。二次審査は、第2.5.(1)に規定する 審査委員会を開催し、審査を行う。二次審査の結果は、評価の 内容と併せて応募者に通知するとともに市ホームページにおい て公表する。 | 削除 |
| 15 | 13 | 第23(8)基本協定の締結 (⑩)、仮契約の締結(⑪)、本契約の締結(⑫) | 市は、優先交渉権者と <mark>令和2年9月下旬</mark> に募集要項等及び提案書に基づき、基本協定を締結する。その後、 <mark>同年11月上旬</mark> に仮契約を締結し、同年12月開催予定の市議会定例会において、契約の議決を経て、本契約を締結することを予定する。 | 市は、優先交渉権者と <mark>令和3年12月</mark> に募集要項等及び提案書に基づき、基本協定を締結する。その後、 <u>令和4年1月</u> に仮契約を締結し、同年 <u>3月</u> 開催予定の市議会定例会において、契約の議決を経て、本契約を締結することを予定する。 | 修正 |
| 16 | 14 | 【提案審査等の流れ】 | 価格審査 ・提案価格が予定価格及び一次審査における概算事業費を下回っているか。 | 価格審査 ・提案価格は、予定価格を超えていないこと。(提案価格が、一 次審査における概算事業費を超える場合は、その理由を明ら かにすること。) | 修正 |
| 17 | 17 | 第2 4 (6) ① 設計業務(水道 施設を除く)を 実施する者の要 件 | ① 設計業務 (水道施設を除く。) を実施する者の要件 a 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づき国土交 通省に登録された企業であること。 b 過去 10 年以内において、開発面積が 10ha 以上の詳細設計 業務 (開発許可申請書類の作成を含むものに限る。) の受注実 | ① 設計業務 (水道施設を除く。) を実施する者の要件 a 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づき国土交 通省に登録された企業であること。 b 過去10年以内において、開発面積が10ha以上の詳細設計 業務 (開発許可申請書類の作成を含むものに限る。) の受注実 | 修正 |

| 通番 | 頁 | 項目名 | 旧(変更前) 【令和2年2月27日 修正版】 | 新(変更後) 【令和3年4月14日 修正版】 | 区分 |
|-----|----|---------------------------------------|---|---|----|
| | | | 績があること。 c 都市計画法第 31 条に規定する国土交通省令で定める資格 を有 <u>する</u> 管理技術者を配置できること。 | 績があること。 c 都市計画法第 31 条に規定する国土交通省令で定める資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者を配置できること。 | |
| 18 | 18 | 第2 4 (6) ③ 維持管理業務を 実施する者の要 件 | ③ 維持管理業務を実施する者は、次の要件を全て満たしている こと。 a 構成員のうち、②施工業務を実施する者であること。 b 道路管理支援士、技術士(総合技術監理部門-建設又は建設 部門-道路)、一級土木施工管理技士、RCCM(道路)のう ち、いずれかの資格を有 <u>する</u> 業務責任者を配置できること。 | ③ 維持管理業務を実施する者の要件 a 構成員のうち、②施工業務を実施する者であること。 b 道路管理支援士、技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門-道路)、一級土木施工管理技士、RCCM(道路)のうち、いずれかの資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を配置できること。 | 修正 |
| 19 | 22 | 第4 1 (3) 土地利用規制 | 開発に係る規制法 個別法に係る地区・区域 対象区域 都市計画法 市街化調整区域 ※市街化区域へ編入し、工業専用 地域とするとともに地区計画を決定する予定 全域 森林法 地域森林計画対象民有林 山林部全域 保安林 1 筆 (3, 130m2) 非改変緑地を予定 農業振興地域の整備に関する法律 ※解除予定 21. 3ha 宅地造成等規制法 宅地造成工事規制区域 計画地西側 砂防法 砂防指定地 全域 文化財保護法 周知の埋蔵文化財包蔵地 全域 | 開発に係る規制法 個別法に係る地区・区域 対象区域 都市計画法 市街化区域(工業専用地域) 阿知和地区計画 ※地区計画において、建築物等の 用途の制限、建築物の敷地面積の 最低限度、壁面の位置の制限、及び建築物等の形態又は色彩その他 の意匠の制限を定める。 全域 森林法 地域森林計画対象民有林 山林部全域 (保安林 農業振興地域の整備に関する法律 宅地造成等規制法 なし 宅地造成工事規制区域 計画地西側 砂防法 砂防指定地 文化財保護法 全域 | 修正 |
| 120 | 23 | 第4 2 本事業 に関連する資料 等 | 本事業に関する情報提供のため、本事業に関連する資料(以下、「貸与資料」という。)を希望者に貸与する。貸与資料は、次に示す貸与資料の一覧のNO1~9について、市が用意したCD又はDVDにより貸し出す。(印刷物の貸し出しは行わない。)なお、貸与資料の一覧のうち、NO10~12については、募集の公告以降に貸与する予定とする。 | 本事業に関する情報提供のため、本事業に関連する資料(以下、「貸与資料」という。)を希望者に貸与する。貸与資料は、次に示す貸与資料について、市が用意した CD 又は DVD により貸し出す。(印刷物の貸し出しは行わない。) なお、次に示す貸与資料に限らず、市が本事業にあたり必要と判断した際は、第8.2 に示す市ホームページで随時、案内のうえ貸与を行う。 | 修正 |

| 通 | 頁 | 項目名 | 旧(変更前) | | | 新(変更後) | | 区分 |
|----|----|----------|---|-------------------------|-----------|---|------------------------|----|
| 番 | | | 【令和2年2月27日 修正版】 | | | 【令和3年4月14日 修正版】 | | |
| | | | (1) 貸与資料の一覧 | | (1) 信 | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | |
| | | | NO 資料名 | 備考 | NO | 資料名 | 備考 | |
| | | | 省略省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | |
| | | | 平成31年度 8 (仮称) 岡崎阿知和スマートインターチェンジ予備設計業務報告書 | | 8 | 平成 30 年度 (仮称) 岡崎阿知和スマートインターチェンジ予備設計 業務 報告書 | | |
| | | | 9 | | 9 | 平成30年度 阿知和地区工業団地仮設防災実施設計業務 報告書 | | |
| | | | 令和元年度 10 阿知和地区工業団地配水施設基本計画策定 業務 報告書 | <u>募集の公告以降</u> に貸与予定 | 10 | 令和元年度 阿知和地区工業団地配水施設基本計画策定 業務 報告書 | | |
| | | | 令和元年度 11 市道岡崎阿知和スマートインター線取付道 路予備設計業務報告書 | <u>募集の公告以降</u> に貸与予定 | 11 | 令和元年度 <u>市道岡崎阿知和スマートインター線地質調</u> <u>査業務 報告書</u> | | |
| | | | 12 令和元年度 区域区分変更協議調書修正業務 報告書 | <u>募集の公告以降</u> に貸与予定 | 12 | 令和元年度 阿知和地区工業団地整備に伴う都市計画協 議資料作成業務 報告書 | | |
| | | | ※「令和元年度 阿知和地区工業団地北アクセス道 「令和元年度 阿知和地区工業団地南アクセス道 び「令和元年度区域区分変更協議調書修正業務」 | 路予備設計業務」及 | <u>13</u> | 阿知和地区工業団地造成事業基本設計業務に 係る計画平面図 (CAD図面) | | |
| | | | 関連して別途、市が実施する予定の設計等の報告 定後に事業者に貸与する予定とする。 | | <u>14</u> | 阿知和地区工業団地周辺航空レーザー測量業 務に係る回転翼計測成果(点群データ) | | |
| | | | 上後に事業有に頁子りの J 足とりる。 | | <u>15</u> | 航空レーザー測量に係る地形図の集合版 | | |
| | | | | | <u>16</u> | 北部一般廃棄物最終処分場竣工図 | | |
| | | | | | | 中元年度 (仮称)岡崎阿知和スマートインタ | | |
| | | | | | | 務報告書」「令和元年度 市道岡崎阿知和スマ | | |
| | | | | | | 十業務 報告書」「令和元年度 市道岡崎阿知和 田設計業務その2 報告書」は、後日事業者に | | |
| | | | | | る。 | 四畝司 未伤での2 報 ロ 音」は、後日 争未有に | <u>- 貝子りの「たこり</u> | |
| | | | | | | 和和地区工業団地北アクセス道路詳細設計業 | 務」、「阿知和地区 | |
| | | | | | 工業園 | 団地南アクセス道路詳細設計業務」のほか、 | 本事業に関連して | |
| | | | | | | 市が実施する予定の設計等の報告書は、事 | 事業者の決定後に事 | |
| | | | | | 業者(| こ貸与する予定とする。 | | |
| 21 | 24 | 第4 3 土地の | 本事業の事業用地のうち阿知和地区工業団は | 也に係る用地は <mark>令</mark> | 本事 | 業の事業用地のうち阿知和地区工業団地 | 也に係る用地は <mark>既</mark> | 修正 |
| | | 取得等に関する | <u>和元年度中に</u> 、北アクセス道路に係る用地は全 | <u>一</u> 合和 2 年度中に、 | に契約 | 済みで令和3年度中に引渡しを受ける予 | ー 定である。また、 | |
| | | 事項 | 市が取得する予定である。事業者は、施工業務 | 8等の遂行に必要 | 本事業 | に関わる造成協力地及び西アクセス道路 | 路は令和3年度中 | |
| | • | | | · · · | | | | |

| 通番 | 頁 | 項目名 | 旧(変更前) 【令和2年2月27日 修正版】 | 新(変更後) 【令和3年4月14日 修正版】 | 区分 |
|----|----|-----------------------------|--|---|----|
| | | | な範囲で、土地を無償で使用することができるものとする。 | に、北アクセス道路に係る用地は令和4年度中に、市が取得する予定である。事業者は、施工業務等の遂行に必要な範囲で、土地を無償で使用することができるものとする。 | |
| 22 | 28 | 第8 1 議会の 議決 | 市は、債務負担行為の設定を含む予算議案を令和 <u>2年</u> 3月定例会に、事業契約の締結に関する議案を令和 <u>2年12月</u> 定例会に付議する予定である。 | 市は、債務負担行為の設定を含む予算議案を令和 <u>3年</u> 3月定例会に、事業契約の締結に関する議案を令和 <u>4年3月</u> 定例会に付議する予定である。 | 修正 |
| 23 | 28 | 第8 4 契約・ 変更に伴う費用 負担 | 4 契約変更に伴う費用負担 契約の変更に伴う費用は、事業者の負担とする。 | | 削除 |
| 24 | 31 | 添付資料1 リスク分担表(案) | 注 2 現在は「 <u>平成 29 年 3 月 3 日</u> 財務省告示第 53 号」より年 2.7%。 | 注 2 現在は「 <u>令和3年3月9日</u> 財務省告示第53号」より年 2.5%。 | 修正 |
| 25 | - | 様式 4 貸与資料 申込書 | 岡崎市長 内田 康宏 宛 所在地 商号又は名称 代表者氏名 | 岡崎市長 中根 康浩 宛 所在地 商号又は名称 代表者氏名 岡崎市から、令和3年4月14日付で実施方針(修正版)の公 表がありました「岡崎市阿知和地区工業団地造成事業」に係る 貸与資料の提供を下記のとおり申し込みます。提供された貸与 資料を「岡崎市阿知和地区工業団地造成事業」の応募を検討す ること以外の目的で使用しないことを誓約します。 | 修正 |
| 26 | _ | 様式 5 守秘義務 の遵守に関する 誓約書 | 岡崎市長 内田 康宏 商号又は名称 所在地 代表者氏名 印 | 岡崎市長 中根 康浩 宛 商号又は名称 所在地 代表者氏名 印 | 修正 |
| | | | 岡崎市(以下「市」という。)から、 <u>令和2年2月26日付</u> で | 岡崎市(以下「市」という。)から、 <u>令和2年4月14日付</u> で | |

| 通 | 頁 | 項目名 | 旧(変更前) | 新(変更後) | 区分 |
|---|---|-----|-----------------|---|----|
| 番 | | | 【令和2年2月27日 修正版】 | 【令和3年4月14日 修正版】 | |
| | | | | 実施方針(修正版)の公表がありました「岡崎市阿知和地区工業団地造成事業」の貸与資料の受け取りにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。 | |